

きよかわ商店会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会はきよかわ商店会と称する（以下、本会と称す）。

(事務所)

第2条 本会の事務所は木更津市の会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力によって商工業上の地位向上と親睦を図ると共に地域の福祉の増進と町内会活動の支援を目的とする。

第2章 会員

(資格)

第4条 菅生・清川・清見台東・祇園地区内等において店舗その他これに類する設備によって、自己の名をもって商工業を営むものを会員の資格とする。但し、地区外であっても本会の目的に賛同する者で役員会の承認を得れば資格を有する事ができる。
また、廃業による退会会員及び商業者以外の地区住民であり、本会の目的に賛同するもので役員会の承認を得れば資格を有する事が出来る 当会員を特別会員とし役員会の資格を妨げない

(入会)

第5条 本会に入会を希望するものは、第四条の会員資格を有する者で本会の目的に賛同する者は役員会の承認を得て入会できる。

(入会日)

第6条 入会は役員会で承認され入会金を納入した日からとする。

(義務)

第7条 会員は会則に定めた会費を納入して本会に協力し、会則の遵守をしなければならない。

第8条 本会を利用して自己の利益を目的とした行為をしてはならない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は役員会に届け、承認を得ることとする。

(資格喪失)

第10条 会費が6ヶ月以上滞納した時は退会希望者とみなし、役員会で協議し資格喪失を決定する。

(除名)

第11条 会則に違反したとき、又は会員として好ましくない行為をした者は役員会において協議し除名することができる。

第3章 事業

(事業)

第12条 本会は第3条の目的達成のため下記事業を行なう。

1. 商業の発展のための事業
2. 環境整備事業
3. 親睦事業
4. 公共の福祉の増進と地域町内活動の支援事業
5. その他目的達成のための一切の事業

第4章 役員

(役員)

- 第13条 本会は下記の役員を置く。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 地区理事 | 若干名 |
| 部会長 | 若干名 |
| 監査役 | 若干名 |
- その他会長の必要と認めた役員

(役員任期)

- 第14条 本会の役員任期は下記の通りとする。
1. 役員任期は2ケ年とし、再任を妨げない。但し会長は2期までとする。
 2. 役員に欠員の生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

- 第15条 役員選出は下記の通り行なう。
1. 会長・副会長・会計・事務局長・監査役は新旧理事会にて選出し、総会において承認する。
 2. 地区理事・部会長・その他会長の必要と認めた役員は会長が任命する。

(役員解任)

- 第16条 役員解任は総会において議決する。

(役員任務)

- 第17条 役員は次の任務をする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長が任務をすることが出来ない時は会務を代行する。
 3. 会計は帳簿を整え会費の出納にあたる。
 4. 事務局長は事務及び会議を記録し、その結果を会報等で会員に報告する。
 5. 監査役は会計を監査し、その監査報告を総会で報告する。
 6. 地区理事は地区を代表し、役員会で意見を述べ、決定事項の徹底を図る。
 7. 部会長はそれぞれの担当職務を遂行する。
 8. 役員は兼務することができる。

(相談役顧問)

- 第18条 本会に相談役及び顧問を置くことができる。
1. 相談役及び顧問は本会に功労があった者、及び学識経験者・地域の功労者のうちから選び、総会において承認を得て委嘱する。
 2. 相談役及び顧問は本会の重要事項について諮問に応ずる。
 3. 相談役及び顧問の任期は第14条1項の規定を準用する。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第19条 本会は円滑なる会の運営を図るため下記の会議を行なう。
1. 総会

2. 役員会
3. 地区会
4. 部会

(会員の表決権)

第20条 本会の会議での表決権は下記の通りとする。

1. 会員は会費の口数に関係なく各々1票の表決権とする。
2. 委任状に代理人を記名した時は、その代理人にあらかじめ通知した事項に限り表決権を委任できる。
3. 会議は出席者の2分の1以上を以って議決する。但し、第20条2項の時は委任状を含めた出席者の2分の1以上とする。可否同数の時は議長の決するところとする。

(総会)

第21条 総会は本会の最高議決機関であって定期総会と臨時総会とに分かれ、委任状を含めた会員の2分の1以上の出席を以って成立する。

1. 定期総会は毎年4月に開催し、次の議案を審議する。
 - (1) 前年度の事業報告並びに決算報告・会計監査報告
 - (2) 新年度の事業計画並び予算案
 - (3) 役員の変更（改選年度のとき）
 - (4) その他の提案事項
2. 臨時総会は会員の2分の1以上、又は役員の変更の2分の1以上の要求があった時、又は会長が必要と認めた時に、これを開かねばならない。
 - (1) 会員及び役員で臨時総会を要求する場合は、発起人による趣意書と同意書を添えて会に提出しなければならない。
 - (2) 臨時総会の要求を受けた会は、直ちにこれを開かねばならない。

(役員会)

第22条 役員会は会長、副会長、会計、事務局長、地区理事、部会長によって構成する。

1. 役員会は会長が必要に応じて随時召集し、又、役員の変更の2分の1以上の要求があった時、会長は開催しなければならない。
2. 役員会は2分の1以上の出席で成立し、会長が議長となり副会長が副議長となって会議の進行にあたる。

(地区会)

第23条 地区会は年1回以上開催し、地区理事が議長となって会の事業の徹底、地区問題、会員相互の意見の疎通及び親睦を図るものとする。

(部会)

第24条 部会は部長が必要に応じ招集し、部長が議長となり下記の部会活動を推進する。

1. 販促宣伝部会
2. 環境整備部会（街路灯管理を含む）
3. 親睦部会
4. 総会で決定された部会

第6章 会計

(会費)

- 第25条 本会の運営費は入会金、会費、事業収入、及びその他の会費収入によってこれにあたる。
1. 入会金は3,000円とする。
 2. 会費は年額とし前期・後期それぞれ9月・3月に徴収する
 3. 会費額は諸事情（普通会員・特別会員・会員名義の街路灯の台数・街路灯電灯料当会負担辞退など）により異なり、会則ではこれを定めない
 4. 330㎡以上の店舗は内規に基づいて、役員会で協議の上、決定する。
 5. 会費の支払いは各地区理事が徴収者として会計に取り次ぐ
 6. 年会費は諸事情により、会員と協議の上増減できるものとする

（会費の納入）

- 第26条 一旦納入された会費は原則として返金しない。
但し、役員会の全員の承認があった場合は返金することができる。

（会計年度）

- 第27条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日で終わり、その収支を明らかにする。

第7章 雑則

（慶弔見舞開店）

- 第28条 会員、相談役、顧問への慶弔・見舞い・及び開店祝いは会の名において行なうことができる。

（交際）

- 第29条 町内会、近隣商店会及び各種団体の諸行事については、会長が認めた場合、会の名において参加することができる。

（細則内規）

- 第30条 本会則に定めない事項で本会の運営上必要な事項は、総会の議決を経て細則及び内規を定めることができる。

細則

（慶弔見舞開店）

- 第1条 会則第28条の慶弔、見舞、開店祝についてつぎの通りとする。

1. 会員及び相談役・顧問の死亡 香典 10,000円
2. 会員及び相談役・顧問の配偶者、同同居の家族の死亡 香典 5,000円
3. 会員及び相談役・顧問が20日以上入院した時 見舞 5,000円
4. 会員の店舗、又は会員及び相談役・顧問の自宅が火災に遭遇した時 見舞 5,000円
5. 会員が会則第4条に明記の地域内に開店した時 開店 5,000円

（退会時の特例）

- 第2条 本会を廃業・移転などの理由無く かつ役員会の承認を得ることなく退会する者には 街路灯の電気料金の個人負担もしくは街路灯の撤去・移設費用を請求できるものとする

付則

- この会則は、平成14年6月9日から施行となる。